愛玩動物看護師カリキュラム等検討会ワーキングチーム (第2回) 議事録

日時:令和3年1月8日(金)15:00~17:15

場所:AP日本橋 会議室C

○環境省(小高)

それでは、定刻となりましたので、ただいまより「第2回愛玩動物看護師カリキュラム等 検討会ワーキングチーム」を開催いたします。

事務局を務めます環境省の小高と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

昨日、新型コロナウイルス感染症拡大に伴う緊急事態宣言が発出されました。このため、本日は会場への出席を座長及び事務局に限定し、その他の委員の皆様方は WEB 参加いただく形としております。

本日の会議の様子については、YouTube チャンネルのサブチャンネルで、ただいまライブ配信を行っております。各構成員の皆様におかれましては、ライブ配信の傍聴者に分かりやすいように、御質問や御意見を述べる際は、大変お手数ではありますが、御所属とお名前を都度おっしゃっていただければ幸いです。よろしくお願いいたします。

次に、お手元の配付資料一覧に沿って資料の確認を行います。

なお、オンラインで参加の委員の皆様には事前に事務局から電子媒体を送付させていた だいております。また、ライブ配信の傍聴者の皆様におかれましては、環境省の報道発表資料に掲載のリンク先から、本日の会議資料掲載ページに飛ぶことが可能です。

配付資料一覧については、議事次第の裏面を御覧ください。資料1については資料1-1から資料1-4まで、資料2については、資料2-1と2-2、そして、参考資料は1と2がついております。

もし、落丁等がある場合は、その都度おっしゃっていただければと思います。

それでは、この後の議事進行につきましては、西村座長にお願いしたいと存じます。よろ しくお願いいたします。

○西村座長

皆様、こんにちは。本日の議事は(1)から(3)までございます。

まず、議事(1)「愛玩動物看護師の養成に必要な科目及び到達目標について」ですが、 昨年11月の第1回ワーキングチーム終了後、各委員の皆様に加筆修正作業をしていただき ました。年末のお忙しいところ、非常に活発な御意見をいただきまして、本当にありがとう ございました。

議事(1)では、御提出いただきました原稿を基に、事務局において取りまとめました科目と到達目標の考え方について御議論をいただきたいと思います。

なお、科目と到達目標を考える際には、認定動物看護師コアカリキュラムをベースに、法 律で明確化された診療の補助、看護、愛護・適正飼養の3つの分野を再整理し、特に新領域 である愛護・適正飼養の分野については、これまでのカリキュラムにはない真新しい科目も 含まれております。たくさんの御意見をいただいておりますが、時間が限られており、また、 今日は1つのカリキュラムとしてまとめる必要がございますので、ポイントを絞って御議 論いただければと思います。

次に、議事(2)「国家試験及び予備試験について」ですが、他資格を参考に事務局で作成したたたき台について御議論いただきたいと思います。

最後に議事(3)ですが、その他事項でございますので、事務局から何かあればよろしく お願いいたします。

それでは、最初に資料1について、事務局から説明をよろしくお願いいたします。

○環境省(小高)

環境省の小高でございます。それでは、資料1について御説明いたします。

資料1については、資料1-1から1-4までございますが、まず資料1-1については、前回のワーキングチーム終了後、委員の皆様に認定動物看護師コアカリキュラムの科目と 到達目標に加筆修正いただいたものを、事務局が報告書へのインプット案として取りまと めたものでございます。

1ページ目は履修科目の一覧、2ページ目以降が科目の概要と到達目標になります。到達目標につきましては、加筆修正箇所を赤字または見え消しでお示ししております。

資料1-2については、認定動物看護師コアカリキュラムと、今回案としてお示しした案の比較表になります。資料1-2の左側の方に認定動物看護師コアカリキュラムがあり、愛玩動物看護師コアカリキュラムが右側に記載されております。アルファベットと数字を必要に応じて振っていますが、認定動物看護師コアカリキュラムをベースとして、既存の科目が愛玩動物看護師コアカリキュラムのどこに移ったかが分かるようにしています。

例えば、Aの動物形態機能学についていえば、(2に移動)と書いていますが、愛玩動物 看護師コアカリキュラムに目を転じると、2番のところに動物形態機能学が移っていまし て、その右にAと記載してあり、Aから移ってきたものであることが読み取れます。

また、単位時間、回数、単位時間の小計、そして、資料1-1のどのページに該当するかを記載した上で、一番右側の科目の概要の欄については、資料1-1に出てきます科目の概要の内容をそのまま転記しております。

資料1-3と資料1-4の建付も先に御説明しますと、資料1-3ですが、このワーキングチーム第2回を迎えるまでに意見聴取等を行わせていただきましたが、残すところの主な論点を6つまとめております。資料1-4につきましては、資料1-1のページ数がそれぞれ書かれておりますが、それぞれ頂いた意見をどのように反映したかを細かく記載しております。

それでは、資料1-1に戻っていただきまして、1ページ目、履修科目の一覧になります。今回、大枠の分野として5つ設定されておりますが、1つ目が基礎動物学、2つ目が基礎動物看護学、3つ目が臨床動物看護学、4つ目が愛護・適正飼養学、5つ目が実習となっております。

1番の基礎動物学については8つ書いておりますが、もともとコアカリキュラムの基礎動物看護学にあった動物形態機能学、動物繁殖学が、ここの②と③に来ております。

①④⑥⑦は、もともとは応用動物看護学の中にあった要素であります。⑤の動物栄養学は、もともと臨床動物看護学の中にあった動物臨床栄養学の名称変更と内容の見直しになります。⑥の比較動物学は、後ほど出てきますが、産業動物と実験動物、野生動物が分かれていたものを、1つに名称変更して統合したものでございます。⑧の動物愛護・適正飼養関連法規は、新規のものとして、基礎動物学のところに入れ込んでおります。

また、大きな変更があるものは4番の愛護・適正飼養学ですが、これまでこういった分野がコアカリキュラム時代には存在しておりませんでしたが、今回の国家資格の法律条文の趣旨も鑑みて、新たに5つ愛護・適正飼養学に位置付けております。

③④⑤が、新規性の高い科目になりまして、①の愛玩動物学は、もともとの伴侶動物学で学ぶ内容が、名称変更がなされた上で、ここに位置付けられております。②の人と動物の関係学については、もともとの人間動物関係学の名称変更と内容の見直しがなされた上で、ここに規定されております。

5番の実習は、基本的に体系は認定動物看護師コアカリキュラムから変わりませんが、⑥については、60時間の動物愛護・適正飼養実習を新規として入れております。

以上、それぞれ時間が割り振られておりますが、トータルすると、計 1,800 時間となります。今回、修限年数が 3年と定められて、例えば、専修学校の設置基準で言えば、1年で 800 時間以上となりますが、単純に 800 時間掛ける 3年をすると 2,400 時間になります。その中で 1,800 時間の部分はこの国家資格カリキュラムに割いていただいて、残る 600 時間プラスアルファを各学校の独自の教育に割く時間になるかと思います。

次に、資料1-2の2ページ目以降が科目の到達目標と概要になりますが、資料1-1を右手におきつつ、ポイントとしては、資料1-3と資料1-4がその内容になってきますので、資料1-4に沿いながら、必要に応じて、主な論点としては資料1-3を見つつ、御説明をしていきたいと思います。

資料1-4の1ページ目、基礎動物学の生命倫理・動物福祉とありますが、こちらは資料1-1の2、3ページ目のところになります。資料1-3の主な論点で説明となっておりますので、資料1-3の論点1を見ますと、御意見としては、動物福祉・倫理は、科目として残してはどうかという御意見や、生命倫理学とは、自然、動物、人間それぞれの関係について「理」が何であるかを学ぶ学問であり、その考察の過程で特に「ケア」という視点を学ぶため、基礎動物看護学に「生命倫理学」を設け、動物をはじめ、全ての生ける命への関心と人間としての責任の自覚を学習させてはどうかという御意見がございました。

御指摘を踏まえ、「生命倫理・動物福祉」と、もともとの「動物福祉・倫理」を名称変更 した上で、科目として残すという案にしております。

なお、生命倫理学については、グレーの網掛けをして、資料1-1の3ページ目に生命倫理学の内容を、御意見として頂いていたものをそのまま記載をしておりますが、これらの到達目標のうち、倫理の概念や動物の権利については、生命倫理・動物福祉の中に、終末医療については、動物臨床看護学総論の中に既に盛り込まれていると考えていまして、一部の到達目標の中には、愛玩動物に馴染まない項目、例えば、遺伝管理や代理母の関係などが含まれているということで、生命倫理学という新たな科目は設けず、生命倫理・動物福祉の中に要素を入れ込んでいくことにしてはどうかとしております。

資料1-4に戻りまして、形態機能学と繁殖学、行動学については、特段御意見はございませんでした。

動物栄養学と比較動物学ですが、頂いた御意見を適宜反映しております。この中で、動物栄養学については、資料1-1の7、8ページ目になりますが、資料1-3では論点2に、個別に頂いた御意見と取りまとめの方向性を記載しております。

論点2「動物栄養学について」は、疾病と栄養管理について、臨床動物看護学の中に「動物臨床栄養学」を設けてはどうかという御意見、疾病に関する知識やアレルギーなど、免疫の知識も必要なため、動物栄養学とは別科目としてはどうかという御意見、栄養学が獣医療分野、愛護・適正飼養分野にまたがるものであることから、基礎動物学に位置付けてはどうかという御意見をいただきました。

これらについての方向性ですが、動物臨床栄養学の到達目標のうち、嗜好性、代謝、養分要求量、ライフステージと栄養、疾病と栄養のいずれも動物栄養学に盛り込まれているものと考えております。また、疾病に罹患している飼育動物の食事管理は、獣医療分野、適正飼養分野の両方に必要な知識と考えております。このため、「動物臨床栄養学」といった科目を新設するのではなく、動物栄養学の到達目標を充実させてはどうかと考えております。

一方で、疾病に関する知識を持った上での修学が望ましいのであれば、動物栄養学を基礎動物看護学、又は、臨床動物看護学に位置付けることも1つの考えであると思っております。この点につきましては、今の事務局案としてはこのようにしておりますが、このワーキングの時間に御意見を賜ればと思います。

資料1-4に戻りまして、動物看護関連法規については、ペットフード法、愛がん動物用 飼料の安全性の確保に関する法律については、今回新たに新設した動物愛護・適正飼養関連 法規に移動しました。

動物愛護・適正飼養関連法規についてですが、自然公園法、文化財保護法を追加してはどうかという御意見や、動物飼育上のトラブルに関する法令も追加してはどうかという御意見も頂きました。

動物愛護・適正飼養関連法規については、資料1-1の10、11ページ目に記載がございますが、資料1-4に出てこない文言として、資料1-1の10ページ目、4番の1)のと

ころで、生物多様性の概要について理解すると記載されております。

頂いた御意見を反映しつつ、動物飼育上のトラブルに関する法令については、軽犯罪法や 刑法、民法などがありますが、これらを加えていくと際限がなくなるということで、少なく とも到達目標には盛り込まないということにしてはどうかと考えております。

動物看護関連法規と動物愛護・適正飼養関連法規の2つの法規についてですが、資料1-3の論点3のところで、法規についてということで御意見をいただいております。

もともと法規の時間をどのぐらいとるかということでいろいろと御意見がありましたが、例えば、法規を 60 時間行うということになると、かなり教員や学生の負担になるという御意見や、関連する講義で法規に触れてもよいのではないかという御意見を頂きました。

こういった御意見を踏まえて、今回は両方を足して 30 時間としておりまして、それぞれ 15 時間という時間配分でどうかという案にしております。

資料1-4に戻っていただきまして、資料1-4の2ページ目から3ページ目にかけては、基礎動物看護学と臨床動物看護学に関わる科目についての頂いた御意見と対応の方向性を記載しております。

まず、2ページ目の上にある基礎動物看護学ですが、動物看護学概論から動物感染症学までについては、御意見としてはなしということで、対応の方向性も記載しておりません。

公衆衛生学のところは、時間数は 60 時間のままとすべきという御意見や、人獣共通感染症については、「人と動物の共通感染症」という用語が妥当という御意見もあるがどうかという御意見を頂きました。

時間については、御指摘を踏まえ、60 時間としておりまして、用語の方は、獣医学教育 モデルコアカリキュラムにおいても「人獣共通感染症」としていることから、この名称のま まとしてはどうかと考えております。

次に、臨床動物看護学を続けて御説明いたします。臨床動物看護学は、まず動物内科看護学のところですが、放射線防護について理解することも重要ではないかという御意見を頂きました。既存の到達目標において、8の6)のところで、被ばくの問題点と被ばくの管理法に関する項目がありますが、より明確に記載しております。

動物内科看護学は、資料 1-1 の 17、18 ページに記載しておりますので、放射線防護の関係がどのように反映されたかは 18 ページ目の 8 の 2)のところを御確認ください。

次に、動物外科看護学のところですが、資料 1-1 の 19、20 ページ目に記載がありますが、周術期の考え方を学んではどうかという御意見を頂きました。

こちらは御意見を踏まえて、追記をしております。

次の動物臨床看護学総論ですが、資料1-1の20、21ページ目に記載がありますが、3の5)の老齢動物看護の特徴として、認知障害は残してはどうかという御意見を頂き、その御意見を踏まえて、修正をしております。

資料1-4の3ページ目、動物臨床看護学各論、動物臨床検査学、動物医療コミュニケーションにおいて、それぞれ御意見を頂いておりますが、それぞれ御意見を踏まえて、修正を

しております。

基礎動物看護学と臨床動物看護学の話をいたしましたが、こちらの中で主な論点として 出てくるものが2つあります。資料1-3の2ページ目、論点4と論点5を御覧ください。

論点4につきましては、動物感染症学と動物臨床看護学各論について御意見をいただいております。2つとも似たような御意見ですが、認定動物看護師コアカリキュラムでは、動物感染症学全体で90時間となっているが、漫然と90時間学ぶのではなく、基礎、微生物、寄生虫に分けてはどうかという御意見がありました。また認定動物看護師コアカリキュラムでは、動物臨床看護学各論全体で90時間となっているが、こちらも漫然と90時間学ぶのではなく、臓器別、症状別、その他の3つに分けてはどうかや、また、動物形態機能学や動物看護学概論も履修内容に応じて分割してはどうかという御意見を頂いております。

これらに対する回答は、右の1つ目にあります通り、動物感染症学については、獣医学モデルコアカリキュラムにおいて、微生物学、免疫学、動物感染症学、寄生虫学とそれぞれ科目として設けているという事実を説明しております。しかしながら、左の列の3番目ですが、大学、専門職短期大学、専修学校など様々な形態の教育機関がある中で、科目を細かく分けた場合、融通が利かなくなるため、時間割り上で分割するのは、各教育機関に委ねてはどうかという御意見も頂きました。

事務局としては、取りまとめの方向性のところでは、この考え方を採用してはどうかという考え方をしておりまして、科目の細分化はしないこととしてはどうかという考え方をお示ししております。

次に、論点 5 の動物臨床検査学及び実習についてですが、こちらについては、資料 1-1 にある 23 ページ目と、32 ページ目を適宜ご参照してください。内容としては、7. 心電図 と血圧から 13. 皮膚と耳の検査までの検査は、疾病との関連を結び付けて、また、健康動物と疾病動物を比較して学べるよう、内科学や外科学で学んではどうかという御意見を頂きました。

これらの7から13までについては、動物内科看護学に盛り込んではどうかとしております。あわせて、動物内科看護学に移動した履修内容は、実習も同様に、動物内科看護学実習に移動することとしてはどうかとしております。

再び資料1-4の3ページ目にお戻りください。愛護・適正飼養学の分野について書かれております。こちらは資料1-1の25ページ目以降になります。

愛玩動物学としておりますが、まず、御意見として頂いたものとして、動物愛護管理法の 体系の中では「伴侶動物」という文言はないため、近い言葉として「家庭動物学」としては どうかという御意見を頂きました。

これについての対応の方向性としては、法律上は「愛玩動物」と明記されていることから、 今まで伴侶動物学、ないしは、伴侶動物としての文言として規定されていたものたちを、こ こでは伴侶動物学を愛玩動物学として名称変更することとしてはどうかと考えております。 他の部分でも同様に、愛玩動物という言葉に適宜直しております。 御意見の2つ目として、犬の品種の多くは猟犬としての改良から発生したもののため、猟犬についても学んではどうかという御意見をいただきました。これについては、1. 歴史と品種の中で学んでいるものと考えられていますので、到達目標には明示しないこととしてはどうかと考えております。

御意見の3つ目と4つ目ですが、歴史と品種のところに血統と血統書について理解する ことを加えてはどうかという御意見と、動物の基本的な取扱いについては、グルーミング等 のみではなく、内容を充実させてはどうかという御意見を頂きまして、適宜御意見を踏まえ、 修正をしております。

御意見の一番下のところで、高齢動物等の取扱い(安楽死や終末期医療、グリーフケア) を加えてはどうかという御意見を頂きました。こちらについては、科目としては生命倫理・ 動物福祉、そして動物臨床看護学総論、適正飼養指導論の内容と重複することから、愛玩動 物学の到達目標には盛り込まないこととしてはどうかという方向性を記載しております。

資料1-4の4ページ目ですが、人と動物の関係学について記載しております。人と動物の関係学については、資料1-1の25ページ目から27ページ目に記載されております。

頂いた御意見としては、理論だけではなく、実態や実例も学ぶため、概要には「実態と課題を含めて」を追加してはどうかという御意見を頂いており、この点は、御意見を踏まえて修正をしております。

次の御意見として、到達目標に、「人と動物の関係に関する内外の学術研究機関の活動について理解する」を加えてはどうかという御意見を頂いております。こちらについては、学術研究のみを加えた場合、獣医療分野とのバランスがとれず、また、到達目標が際限なくなることから、盛り込まないこととしてはどうかと考えております。

その下の適正飼養指導論ですが、こちらについては、当該分野は学問として発展途上であることから、「適正飼養指導論」としてはどうかという御意見を踏まて、修正をしております。

また、2点目として、「事例別飼い主コミュニケーションの実例」については、実習に盛り込んではどうかということで、こちらも御意見を踏まえて、修正をしております。

3点目として、「動物愛護管理行政」の到達目標は再考すべきではないかという御意見を 頂きましたが、公務員愛玩動物看護師を見据えた到達目標とさせていただいておりますの で、事務局案の通りでどうかと考えております。

4点目としては、ペットに関する教育研究やボランティア活動などを加えてはどうかという御意見ですが、ペットに関する教育機関やボランティア活動などは、全ての愛玩動物看護師の業務として明確に位置付けられるものではないと考えられるため、到達目標には盛り込まないとしてはどうかと考えております。

適正飼養指導論のところで補足説明をしますと、資料1-1の27ページ目に適正飼養指導論の概要と到達目標を記載しておりますが、こちらの到達目標の見え消されている3番のところに、動物介在活動、動物介在療法、動物介在教育が、初期のドラフティングの時に

はここに書いていたものでございます。これが、結果的には消された上で、先ほどの人と動物の関係学の中に入り込んでいますが、適正飼養指導論といった場合に、その名前の趣旨からして、動物介在活動等は、適正飼養指導論にはまるよりも、人と動物の関係学の科目の中に内容を入れ込んだ方が適切だろうと考えて、このようにしております。

愛護・適正飼養分野で残すところは、動物生活環境学とペット関連産業概論の2つの新科目になります。こちらについては、資料1-3の論点6として、頂いた御意見と考え方を記載しております。

動物生活環境学・ペット関連産業概論についてですが、頂いた御意見として、ペット共生住宅、保護収容施設、動物介在教育関連施設の管理運営は、今後、愛玩動物看護師が活躍する分野であり、動物生活環境学として学んではどうかという御意見や、愛玩動物看護師は動物取扱責任者となることができるため、動物取扱業における動物取扱責任者としての実践的知識を学ぶ必要があり、ペット産業を構成する業種の概要も含め、ペット産業論で学んではどうかという御意見を頂きました。

一方で、3番目として、ペット共生住宅や保護収容施設の設計は専門分野(建築士等)の業務と認識しており、ペットとの共生を支援する際の知識を得ることを目的とし、動物生活環境学とペット産業論を1つの科目としてはどうかという御意見を頂きました。

これらについての考え方は、右の列の1つ目から4つ目に示しておりますが、愛玩動物看護師は、愛護・適正飼養分野に係る業務を担うことが法律に明記されており、求められている役割がカリキュラム等に関する基本的な考え方においても示されております。また、今回新しい分野になりますので、法制定前はカリキュラム上、必ずしも明確に着眼がなされていないという点もあり、法制化によって整理を行うとともに、新たに位置付けるべき履修内容が出てくることも、当然想定されます。

そして、動物生活環境学は、人とペットとの共生のための生活環境のあり方を学ぶ一方で、ペット関連産業概論はペット関連産業に従事する者の職業倫理・行動倫理や動物取扱責任者としての実践的知識や手法を学ぶためのものであるため、それぞれ多様な内容を含むと考えております。これらのことから、事務局案としては、2つの科目は独立して設けることとしてはどうかと考えております。

一方で、動物生活環境学やペット産業論をそれぞれ1つの科目として立てることに違和感があり、学問として成立し、科目を担当する教員がいるのか疑問といった御意見や、ペット共生住宅やドッグランに関して、愛玩動物看護師が関わるのは動物行動学や公衆衛生学の面であることから、これらの科目を充実させるべきではないかという御意見を頂きました

これら2点につきましては、科目担当の教員については、制度開始当初は必ずしも全ての学校で教員を揃えることができないことは想定されますが、しかしながら、カリキュラム等に関する基本的な考え方においても示されている通り、実施に当たって e ラーニング等の活用が期待されているところでございますので、初期ないしは中長期的には、実際に教える

教員が揃っていくことが想定されております。e ラーニング等を活用して、対処していくことが可能であると考えております。

資料1-4に戻りまして、4ページ目から5ページ目にかけては、実習について書いております。実習のところは、5ページ目にある動物愛護・適正飼養実習のところ以外は特段に御意見がありませんでしたので、動物愛護・適正飼養実習について御説明いたします。

「適正飼養実習」としてはどうかという御意見を頂きましたが、動物愛護管理センターへの見学等を盛り込むのであれば、「動物愛護・適正飼養実習」のままとしてはどうかと考えております。

頂いた御意見の2つ目、3つ目のところは、御指摘を踏まえて、追記をしております。

頂いた御意見の4つ目と5つ目ですが、こちらは実際に学校の方で悩ましいところの課題になりますが、動物愛護管理センターの見学を入れてはどうかと。ただし、難しい場合は、保健所や動物取扱業も可とする御意見や、動物愛護行政機関等への見学は、受け入れ状況が不明な中で必修とした場合、特に地方の教育機関は対応が困難であり、動物看護総合実習の付帯事項として、「適正飼養に関わる学習を目的として、動物看護総合実習の総合時間の半分までを動物愛護管理行政担当組織、動物取扱業、その他の動物飼育施設等における実習に置き換えることが可能」である旨を盛り込んではどうかという御意見を頂きました。

こちらについての考え方は、受け入れ状況が不明な中で必修とした場合、混乱が生じるお それがあるため、見学することを必須とはしない表現で到達目標に追記いたしました。

具体的には、資料1-1の34ページに、実習の内容を記載しております。資料1-1の34ページの動物愛護・適正飼養実習(新科目)のところですが、1から3までありまして、1.動物の基本的な取扱い、2.飼い主とのコミュニケーション、3.動物愛護管理行政とございます。

受け入れ先の確保は、このコロナ情勢下で非常に不確実になってきますし、動物病院であればまだしも、今後、動物愛護管理センターや、動物取扱業の方で実習先を確保していくことはさらに難しい地域も当然あろうかと思いますので、実際に知識として蓄えたものを現場できちんとアウトプットができるという意味で実習を積むということであります。つまり、必ずしも現場に出て、どこかに受け入れてもらって、この実習科目を履修するということだけではなく、場合によっては、学内でこうした実習をシミュレーションとして履修するというような、柔軟な形で実習の部分については行えるようにすべきではないかと考えております。

資料1-4の最後は、動物看護総合実習のところで、「外科手術を体験する」という文言は、手術補助としてはどうかという御意見を頂きまして、御指摘を踏まえて、到達目標を修正しております。

資料1の関連についての御説明は以上になります。よろしくお願いいたします。

○西村座長

ありがとうございました。事務局が説明した内容につきまして、御質問や御意見がありま したら、よろしくお願いいたします。

○石岡委員

日本獣医生命科学大学の石岡です。

まず栄養学について、私自身の専門領域ですが、、これは基本的なことから臨床的なこと 内容が連続しているので、1つの科目で行うのが適正だと思います。

今回、一部修正された案で、資料1-1の7ページ目、到達目標の1番の4)を移動して追加するということになっていますが、ここに「食生活と摂食行動を理解し」とありますが、その上の3)に「摂食行動について理解する」とそのままあるので、重複するかと思われます。また、「食生活」という言葉も、教科書やカリキュラムで使うのは違和感があるところですので、例えば、上との重複を外して、後半の部分を中心にして、「健康における栄養の持つ意味について理解する」など、重ならないものにした方が良いと思いました。

もう1つ栄養学に関してですが、4.疾患と栄養のところで、1)さまざまな疾患の後に 幾つか例を挙げて、「等」となっているのですが、この3つだけ例を挙げると、この3つだ けピックアップされるようなニュアンスがあるような気がします。例えば、実際は循環器疾 患や尿石症などの下部尿路疾患も栄養療法の対象になりますが、この3つが特に重要とい うイメージがひとり歩きする危険性があるので、あまり一部だけを取り上げるのは止めた 方が良いと感じました。

もう1点、19ページの外科看護学の周術期看護に関する部分を追加するという案ですが、追加する小括弧の番号が一つしかありません。しかも、周術期というのは、この文章にあるように、術前、術中、術後を表すものですので、実はこの後に、術前準備、術中補助、術後管理という記載があり、まさに周術期のことを扱っているのがこの科目です。それなら、この2番を追加するよりも、概要の中に、例えば、「術前準備から術中補助、術後管理までの流れ」とありますが、ここに「術前準備から術中補助、術後管理までの周術期の流れを系統的に理解し」というように、「周術期」という言葉を概要の方に入れてしまえば、2番を追加する必要がないのではないかと思います。

他にもありますが、一旦ここで切ります。

○西村座長

ありがとうございました。

1つ1つ行く方が良いかもしれませんので、栄養学から行きます。

今、石岡先生の御意見は確かにもっともだと思いました。他の委員の先生方から何かございますでしょうか。よろしいでしょうか。

事務局、今の石岡先生の栄養学について、1番の4)の重複しているところを削るというところと、4番の疾患名を挙げるところを削除すれば良いかと思いますが、それでよろしい

でしょうか。

はい、ではそのように修正したいと思います。ありがとうございました。

それから、外科看護学についてですが、これも石岡先生のおっしゃる通りだと思います。 よく読めば、後ろに周術期の管理のことが書いてありますので、これも石岡先生の御意見で 良いかと思いますが、いかがでしょうか。2番の赤字で書いてあることの意味するところで、 3、4、5、6で抜けているということがありますでしょうか。

よろしいでしょうか。では、事務局、そちらの方の修正で良いということで、お願いいた します。ありがとうございます。

では、石岡先生、他にもあるということですので、よろしくお願いいたします。

○石岡委員

後半の部分は、水越先生や他の先生方の御意見をお聞きしたいと思っているところですが、臨床看護学総論で認知障害を足すという部分があった方が良いのかという点について、 後ほど水越先生から御意見を頂ければと思います。

もう1点は、迷うところですが、心電図や X 線検査を内科の方に入れることに少しだけ 違和感があります。レントゲン検査は内科と外科の両方にまたがった検査が多いかと思い ますので、そこに違和感を少し感じるところがあります。

最後の方の適正飼養に関する新しい科目を作る部分は、私自身が専門ではないので、水越 先生や専門の先生方の御意見を伺いたいのですが、実際に、特に生活環境学やペット関連産 業概論に関して、教える教員の数の問題もありますが、教える内容について、エビデンスと 言いますか、共通的に理解されていることはどれくらいあるのでしょうか。一部の人や団体 が講演していたり、個人的な書籍で出しているものはあるかもしれませんが、それは教科書 にはできないと思います。簡単に言うと教えて大丈夫なものが、この領域に充分な分量とし てあるかということが、私には分かりません。その辺りについて専門の先生方の御意見を後 ほどお伺いできればと思います。以上です。

○西村座長

ありがとうございます。すみません、1番目の御質問をもう一度おっしゃっていただいて もよろしいでしょうか。

○石岡委員

1番目は認知障害ですか。

○西村座長

認知障害ですね。それはどこの科目とおっしゃいましたか。

○石岡委員

20 ページの動物臨床看護学総論の3の5) に、認知障害が入ったり、抜けたりと、いろいろと御意見のやり取りがあったところかと思います。ここについては水越先生の御意見をお伺いしたいと思っています。

○西村座長

それが入っていないということですね。

○石岡委員

どちらが良いのかが私には分からないので。

○西村座長

分かりました。水越先生を含めて、他の委員の先生方は御意見いかがでしょうか。

○水越委員

日本獣医生命科学大学の水越です。

今、石岡先生の方から御指摘がありましたが、臨床看護学総論のところで、前回、私は動物行動学の方に認知機能不全が入っているので、ここは省いても良いのではないかという意見を申し上げ、省かれたのですが、今回また記載されたという状況です。動物行動学の方で入っていますので、私はここには入らなくても良いのではないかと思っています。

入れるにしても、「認知障害」という言葉は正式ではありません。指摘できていなかったのですが、動物行動学でも認知機能低下となっています。日本獣医学会の疾患名用語集では、高齢性認知機能不全となっておりますので、細かいことですが、用語は統一をした方が良いと思います。ですので、入れるにしても用語を変えていただきたいということと、あまり科目でダブらない方にした方が良いというのが私の意見です。

もう1つ、石岡先生の意見と重なりますが、生活環境学とペット関連産業概論のところですが、2つに分ける意味は理解をしました。しかし石岡先生もおっしゃるように、エビデンスが足りない部分、例えば、ペット関連産業概論の最後のところに、ペットの後見制度とありますが、これはまだ NPO 団体等が始めたばかりで、やり方の統一が全くないし実績もない、どのようにすれば良いかという共通のものも全くないような状態です。また、ドッグラン等の管理とありますが、ドッグランというのは自治体で言うと緑地や公園課の仕事ですので、愛玩動物看護師の領域になるのかというのは非常に疑問であります。

ですので、法律のもとにということでこの科目が必要だとすれば、30 時間は多いのではないかと思います。先ほど、法律は教える人もいないので 15 時間でどうかという意見がありましたが、法律が 15 時間、15 時間なのに、これが 30 時間、30 時間というのはバランスが悪いと思います。

ですので、残すのであれば 15 時間、15 時間ぐらいにしていただいて、私の担当の科目なので言うのは何ですが、例えば、動物行動学の到達目標は獣医学科のコアカリキュラムでいう基礎の動物行動学と臨床動物行動学の 2 学科が合体していて非常にボリュームが大きくなっていますので、講義をしている側から言うと 30 時間では足りないだろうなと思いますので、時間のバランスをもう 1 回再考していただければと思います。以上です。

○西村座長

ありがとうございます。整理したいと思います。

最初の認知障害の点についてですが、動物行動学の方に既に入っていて、老齢性認知機能低下ということで取り扱われているので、それで良いのではないかということです。確かに獣医学教育での経験から考えると、コアカリキュラムにばんばん入れるとアップアップになってしまいますので、シンプルにした方が良いと思います。滝口先生もうなずいておられますが、できるだけシンプルな形にしておいた方が良いと思いますので、そこは入れないということでいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

順番にいきたいと思います。心電図やレントゲンは内科に入れるのはどうかというのが 2番目の御意見でしたが、ここは悩ましいところがあると思いますが、獣医学教育の中では 内科学の中で教えていますので、獣医学教育と合わせるということであれば、今の案がフィットするかなと思います。この点はいかがでしょうか。滝口先生、いかがでしょうか。

○滝口委員

北海道大学の滝口です。よろしくお願いいたします。

西村先生の御指摘のように、今画像診断学がコアカリキュラムであるのでしょうが、主に 内科学が検査診断学を含む学問として、外科学は治療学をメインにという流れがあるのか なと思います。その2つに集約するのであれば、内科学のところに含めても、外科のボリュ ームが治療学に特化した形になっていると、細かいところまでは把握しておりませんが、そ ういう理解で正しいのであれば西村先生の御意見に賛成です。

○西村座長

ありがとうございます。他に御意見はございますでしょうか。そうしましたら、この点についてはこのままということでいきたいと思います。

3番目の御指摘が大きなところになるかと思いますが、生活環境学やペット関連産業概論のところで、エビデンスとして欠けているのではないかという御意見をお2人方からいただきました。今すぐに出せと言っても難しいところがあるかと思いますが、後で御意見を頂いて、整理をするという形でもよろしいでしょうか。

○東海林委員

日本愛玩動物協会の東海林です。

エビデンスの件について、私が知っている限りで情報提供をさせていただきます。

その前に、御説明があった通り、今回、愛護・適正飼養分野は1つの大きな役割として入りました。どうしても、愛玩動物看護師の「看護師」という言葉に引きずられがちですが、法律の内容や目的、役割から言うと、愛玩動物看護師は、愛玩動物看護・適正飼養指導師であると思います。ただ、そのような名称を作ることはできませんので、愛玩動物看護師という名称にしたと理解しなければいけないのではと思っています。

もう1つですが、確かに新しい学問分野というのは、なかなか馴染みがない、そしてどうやって定着させていけば良いのかという悩みがあることは、重々承知しております。例えば、人と動物の関係学は、今1つの学問分野として学会までできて確立していますが、20年、30年前は、人と動物の関係学が学問だと言えば、恐らく笑われるような時代であったと思います。そういった意味で、逆に将来を見越して、育てていく、そういう姿勢が大事ではないかと思っています。

エビデンスの話に戻りますが、私は東洋大学の国際観光学部の教授でもありますので、私 の国際観光学部の話で言いますと、観光というのは非常に幅が広くなっておりまして、いわ ゆるウエルネス関係の、医療関係の観光もありますし、エコツーリズムというものもありま すし、実はペットツーリズムというものも1つ独立した専門科目を立てて8年ぐらいやっ ております。毎回 200 人ぐらいの受講生がいて、業界団体からも非常に高い評価を受けて 専門科目になっています。そのペットツーリズムという科目の中で、ドッグランの設計や管 理運営、当然、ホテルや、あるいは地域作りやイベントの企画・実行までを含めて、大学生 がきちんと専門の勉強としてやり続けているというエビデンスがあるというのも、1つの ティピカルな事例として御紹介させていただくと同時に、私が所属しております日本愛玩 動物協会は、愛玩動物飼養管理士という資格制度を中心に、いろいろな適正飼養の授業を行 っておりますが、年間1万人の方に勉強していただいております。1万人の内訳は、専門学 校・大学生が約7,000人近く、一般の方が3,000人ほどというところですが、愛玩動物飼養 管理士の学習内容の中に、当然動物生活環境学の内容の話や、産業論の内容の話が入ってい るといったところで、実は専門学校の 7,000 人近くの学生が、内容の深い浅いはあります が、こういった分野の勉強をされていて、ペット産業界で御活躍いただいている現状がここ 10年 20年の長いスパンの中であることについては御理解をいただきたいと思います。

それから、確かにペット共生住宅というと、建築関係かなと思われるところもあるかもしれませんが、それは建築の分野というよりも技術家庭の分野、家庭科の分野、あるいは大学の学問分野で言うと家政学、住居学の分野であって、決して専門的な建築、設計図面を描くような話ではないということを御理解いただきたいのと、それから、幾つかの専門学校では、先駆的にペット共生住宅という専門科目を既に行っているところもあります。それも1年2年ということではなく、結構長いことやっておられるということを聞いて、やはり適正飼養を推進するためには、飼い方、しつけ方や御飯の与え方、それだけではなく飼育環境その

ものを良くしないと、適正飼養というのは本当の意味で成り立ち得ないという問題意識の もとに、単なる飼い方や飼養管理の方法論だけではなく、衛生的な環境をどうやって維持す るかも含めて、住環境をどうやって作って、それから維持していくかは非常に大事なものに なっているというところで、これからの時代、必須、欠かせないものとして考えた方が良い のではないかと思っております。長くなりましたが、以上です。

○西村座長

ありがとうございます。整理しますと、この点2つにつきましては、本当に教えて良いのか、きちんとした根拠があるのかという項目が幾つかあるのではないかという点と、一方で、新しい分野は教える側が努力しないといけないという点もあります。愛玩動物看護師法による愛玩動物看護師の1つの目玉の部分でもありますので、その両方のバランスをどうやってとるかというところになるかと思いますが、他の先生方、教える人がいるのかという話も出ていますが、青木先生は教える側としていかがでしょうか。

○青木委員

大阪ペピイ動物看護専門学校の青木です。よろしくお願いいたします。

今のお話に出ておりました石岡先生や水越先生がおっしゃっていましたように、共通認識としてというところで、私の勉強不足もありますが、やはりそこの部分は心配であるということと、もう1点、例えば、環境学の到達目標の中で設計管理運営、先ほど東海林先生もお話されていましたが、ここのところに関してどこまでのところまでを教えるのかというところが非常に不安な部分であると考えております。

具体的に設計や管理運営はどのようなものになるのかを教えていただきたいと思います。

○西村座長

東海林先生、いかがでしょうか。

○東海林委員

簡潔に例示しますと、例えば、猫を飼う時には一般の住宅でも、マンションの中でも、都市部では室内飼いが常識になっておりますので、ある程度の運動ができるような環境整備をしなければいけません。そうすると、皆さん、御存知の通り、水平的な運動というよりも、垂直的な運動環境を整えなければいけないということで、キャットウォークやキャットタワーといったものを住宅のこういうところにこのように作らなければならない。キャットウォークやキャットタワーが必要であるということ、それらが飼育環境の整備、ペット共生住宅の作り方だと思います。

それから、猫用の猫砂を入れたトイレは、うるさいところや人の目につくところ、人の家 事導線が輻輳(=ふくそう)するところですと、猫が安心してトイレに入れず、ストレスを 抱えてしまうことになりかねません。かといって、人目につかないところですと、粗相をしていても衛生環境が維持できないということもありますので、頃合いが良いところに猫のトイレを設置しなければならないといったようなところが、ペット共生住宅の作り方のノウハウになります。ペットの家政学、ペットの技術家庭というような内容になっていると理解していただければと思います。

そのようなイメージで考えていただくと、建築家がやるようなものではないというところまで少し御理解いただけるのではと思います。

○西村座長

ありがとうございます。この点についてもう少し議論を進めたいと思います。他の委員の 皆様方はいかがでしょうか。最初に申し上げたように、今日、ここで決着を付けないといけ ないところですので、よろしくお願いいたします。

○水越委員

今、東海林先生に事例をお話していただきましたが、これは動物行動学の方にほとんど入っております。先ほど、あまり重ならないようにというお話がありましたが、動物行動学では環境整備が非常に大事で、そこが既に、例えば、不適切な排泄行動の原因と治療の中には今まさにお話していただいたところが全て入っています。行動治療と予防のところにも、適切な飼養方法としつけ、環境整備に関してとあり、この環境整備に含まれるところになります。

全体的にこの科目が必要であるということは、非常に理解しています。ただ、先ほど言いましたように、ボリュームの部分でかなり重なる部分や、現時点ではエビデンス、共通して教えるというところが難しいのではないかと思います。

先ほど、東海林先生の方から既に専門学校で教えているというお話もありました。中央動物専門学校が、動物共生学科を4年制で行っておりますが、この専門学校は建築や設計の学科もありまして、そこの先生が教えていらっしゃるということがあります。

ですので、エビデンスがない、少ない部分については、共通というよりもコアカリキュラム以外の学校独自の特徴のところで教育するというところに含めても良いのではないかと思いました。以上です。

○西村座長

ありがとうございます。教える側として、本田先生の御意見はいかがでしょうか。

○本田委員

ヤマザキ動物看護専門職短期大学の本田です。お世話になります。

私どもでも、科目名は違いますが、環境生物学の中で人と動物が共生するために、医学部

や看護学部で言うところの医動物的な起因面です。動物と共生することによって苦情が出る内容として、鼠族、昆虫、その中にはノミやゴキブリといったこともありますので、動物生活環境学というのは、人と動物の共生に特化した部分の中でも、環境省さんとしても非常に苦情が多い部分に対して対応するための考え方を、ぜひ学生たちが学習すべきではないかと考えているのではないかと、私は理解いたしました。

また、先ほど東海林先生がおっしゃられましたように、ペットツーリズムというところに関しましては、ペットと泊まれるホテル、リゾートのようなところ、実は愛玩動物看護師も今の動物看護師も、そういったジャンルのところにも就職を希望する学生が出てまいります。今ほど、水越先生がおっしゃられましたように中央動物専門学校のように特別に設計や何かというところではないのですが、少なくとも複数の方が利用するような施設に動物を連れて行くということも、これからは勉強していき、そこが愛玩動物看護師の活躍する部分に、マネジメントも含めてできるようになるのではないかと私は考えております。

もう1つのペット関連産業概論ですが、こちらも実は非常に大事なもので、生産から販売までのルートの辺りに関しては、学生はまだあまり理解していない部分がございます。さらに、そうなると繁殖や販売だけかということになるかと思いますが、そうではなくて、実は今ペット関連産業は非常に大きな収益を上げているジャンルになりますので、こういったところに憧れを持って、何か自分が役に立てるのではないかということで勉強したいという学生もおります。私の考えでは、動物生活環境学、それからペット関連産業概論、確かに東海林先生がおっしゃるようにまだまだエビデンスが少ないですが、いろいろな産業界やそういったところからも講師をお招きするなどをして、未来的にここを拡充し、環境分野、それから愛護の分野で発展を考えたいと思っております。

○東海林委員

補足させていただいてよろしいでしょうか。

ペット共生住宅関係が、今就職先ということで本田先生がお話されましたので、その関連ですが、ペット共生マンションは 15 年、20 年前までは首都圏の新築分譲マンションではゼロ%に近い状況でしたが、今では、首都圏の新築分譲マンションの 90%を占めるぐらいになっておりまして、ほぼ 100%に近いと言っても良いかもしれません。そういった意味では、実は住宅業界がこういったペットのことを知っている人たちの就職先としても非常に拡大しつつある、求められているという状況にあるということを補足させていただきます。

○西村座長

ありがとうございます。戻りまして、石岡先生、水越先生、今の議論のアウトプットとしていかがでしょうか。

○石岡委員

未来的にそういったものも広げていくことは非常に大事だと思いますので、そういう意味ではサポートしたい部分もあります。ただ、実際にこれを科目として行うと、十何回の授業を日本中の教育機関が行うということなので、例えば、先ほどの水越先生の御意見のように、必須とされる分は半分ずつ(15時間ずつ)ぐらいの時間数としておいて、ある程度エビデンスが蓄えられてきたところで、何年かして拡張させられるようであれば、もう少し広げる、あるいは学校によっては、(各校の特色の時間を使って)はじめからそれぞれフルの時間で行うという形でも良いのではと思いました。

専門外ですので、あまり断定的なことを私からは言いづらいのですが、東海林先生にいろいると未来の可能性を語っていただいて、それは私も有意義と思うので、ぜひそういう活動を学会誌などにどんどん発表していただければと思います。それがエビデンスとなり、それが教科書に引用されて、科目として発展していくのだと思いますので、そういうこともあわせて考えていただければと思いました。科目としては入れつつ、短くしても良いかなというところです。

○西村座長

ありがとうございました。水越先生、いかがでしょうか。

○水越委員

私も科目をなしにするとか、必要ないと言っているのでは決してないのですが、到達目標をもう少し再考していただきたいと思っています。先ほど言ったように、後見制度については現在のところエビデンスがないようなものです。確かに必要な部分もあると思いますので、到達目標を簡潔にしていただき、共通で講義ができるものにしていただきたいと思います。それを考えると、30時間という時間的な部分も考える必要があると思います。

まずは、到達目標をもう1回再考していただきたいと思います。例えば、1つ目のペット 関連産業における職業倫理や、ペット産業の現状と課題の部分は、この分野に行かない動物 看護師、動物病院に勤める動物看護師でも必要な部分だと思いますが、例えば、現状と課題 の中に、レクリエーション・観光分野、先ほど言った共生住宅など、言っていることは分か るのですが、でも、そこを項目立てて大きくやる、到達目標の中に入るべきなのかというと ころです。そういうところで、もう少しまとめていただければ良いのではないかと思いまし た。

○西村座長

ありがとうございます。青木先生はいかがでしょうか。

○青木委員

到達目標のところで、今水越先生からお話がありましたように、到達目標をもう一度考え

なおすとしていただければと思います。動物看護師としては職域が今後広がっていくことは、とても嬉しく思うところですので、この科目に関して必要ではないとか、そういうことではありませんが、到達目標をもう一度考えていただければと思いました。

時間数のところも、水越先生がおっしゃったように、少し考えていくということと、先ほど東海林先生に質問させていただいた時に、設計や管理運営のところが行動学と重複しているというところのお話もありましたが、そういう重複しているところをもう一度整理していただければと思います。

○西村座長

分かりました。ありがとうございます。このディスカッションの中で、やることは大体これで良いのではないかということですが、細かいところでどうかというところを整理すべきという結論だと思いますので、これについては、御意見をいただきまして整理するということでよろしいでしょうか。

○滝口委員

今の西村先生の提案に賛成ですが、専門ではありませんので恐縮ですが、コアカリキュラムという科目が試験にということになってくると思いますので、その辺も石岡先生も少し心配されているのかなと思いましたので、その辺り、青木先生がおっしゃるような重複を気を付ける、先ほどの適正飼養のお話は、まさに動物行動学や動物福祉に配慮した飼養管理になってきますと、その辺りにも取り上げられる分野かなとも感じました。

○西村座長

ありがとうございます。では、環境省の方からお願いいたします。

○環境省(小高)

環境省の小高です。

多様な御意見をありがとうございました。動物生活環境学とペット関連産業概論につきましては、主に到達目標の部分の整理、すみ分けや他の動物行動学と照らし合わせてどうかという部分について、できる限り簡潔に、共通して全国で教えるということを念頭に置き、再整理を事務局でした上で、もう一度先生方に御意見を聴取させていただくという形をとらせていただければと思います。

○西村座長

委員の先生方、それでよろしいでしょうか。

時間数に関しても、少し御議論していただきたいと思いますが、1つの方向性として、未 来を据えるとあまり削らない方が良いのではという気もしますし、現実的な問題を考える と削った方が良いのかなというところもありますし、揺れるかなというところです。私の意見としては、未来志向が良いかなと思いますが、その辺も少し御意見をいただきながら、修正を加えるということにいたしたいと思います。

あと、滝口先生が言われた試験に直結するということに関しては、出題する時にどこまで 学問として進んでいるかを見ながら出題数を調整する、獣医師国家試験もそうですが、そこ で調整することは十分可能だと思いますので、その点はそれほど心配がないと思います。

この点についてはこのような結論ということで、今回はよろしいでしょうか。

次に、水越先生が言われた行動学が 30 時間では足りないという御意見でしたが、確かに おっしゃるように、30 時間では心配な感じもしましたが、他の委員の先生方はいかがでし ょうか。教える立場として、何回も申し訳ありませんが、石岡先生や青木先生、本田先生は いかがでしょうか。

○青木委員

私も行動学の授業を行っていますが、現行のコアカリキュラムの方で出ているものを行った時に、例えば、先ほど水越先生からお話がありました不適切な排泄行動のところで、不適切な排泄行動のことだけではなくて、では、それが起きないようにどのような環境を整えたら良いかということも入ってきますので、行動学のところは時間が足りないということは、正直、実際に行ってみて感じているところです。

先ほどのお話で出ていました環境学のところでも、社会化トレーニングの意義や必要性 についてが入っていたりしますが、それに関しても行動学の行動発達に入ってきたりとい うこともありますので、環境学の時間を考える際に、行動学と絡んでくるところがあります。 そこもあわせて考えていただければと思います。

○本田委員

私も決して行動学を軽んじているわけではございません。まず、行動学が理解できないと、 動物の取扱いもうまくいかないところでございます。

ですが、考え方を変えると、大事なことはいろいろな科目を通して、同じように重ねて学ぶことも必要だと思いますので、確かに 30 時間は足らないのかなと思いますが、基本的には 1,800 時間の中に、うまくおさまるように終着することを希望いたします。

そして、今、青木先生がおっしゃられましたように、実際に学生が学ぶことで、今ほど東海林先生がおっしゃられましたように、未来に繋がるということであれば、ぜひその辺も広げて勘案して進めていただければと思います。

時間の取り合いで細かいことをやっていると、大変なことになるかと思いますが、基本的に基礎動物学に何を置くかということになりますと、基礎動物学はほとんどの臨床の看護の方に全て密接してくるような内容でございますので、せっかく新しい愛玩動物看護師という国家資格でございます。なので、その辺の均衡や割合を考えて進めていただければと思

います。

○石岡委員

日獣医大の獣医保健看護学科では行動学を教えているのが水越先生ですので、私の方からというのは違和感がございますが、他の専門学校や他の大学の状況を私はよく分かりませんので、全国的にその辺がどうなのかを、時間的に余裕があるのであれば聞いてみても良いかと思います。今日の時点である程度一旦結論をということでしたら、その辺りも含めて水越先生の御意見を頂ければと思います。

○西村座長

行動学に関して、とりあえず動物生活環境学とペット関連産業概論と切り離してディスカッションしていただきたいと思います。

○東海林委員

今の議論の助けになるかもしれないと思っての発言になりますが、私は森林学がもともと専門で、環境学と言っても良いですが、それが今観光学の方をやっています。やはり学問分野の深まりと同時に、観光学1つの科目であったものが、もう100ぐらいの科目に細分化しています。そういった意味で、動物行動学もかなり広い学問であることは認識しておりますが、当然環境作りにも絡めば、飼養管理方法にも絡む、あるいは、ペットフードの与え方にも絡む、しつけにも絡む、ただ、それがどんどん細分化していき、学問分野として成り立ち、複数の科目に分かれていくのではないかと思います。

ですから、行動学というのは、環境に絡む、しつけに絡む、飼養管理に絡むからということで、時間数を増やすという考え方も大事ですが、分化していき、他の科目の方に委ねていくという考え方も1つ大事ではないかと思います。

○西村座長

獣医学の立場から滝口先生いかがでしょうか。

○滝口委員

行動学については、獣医学分野でも、専門の先生がいらっしゃる大学は充実されているのかなと思います。私ども北海道大学のように、専門の方があまりいないようなところですと、教えるところは苦労しているところがある、十分な教育ができていないところがあるかとは思います。

ただ、非常に重要な分野であることには変わりはありませんので、何とか人を育てる、そういう視点は大事かなと思います。先ほど、未来志向というお話もありましたが、そういうものを掲げることで、時間はかかっても人が育っていくのかなとは実際に感じております。

専門外ですので難しいですが、水越先生のお気持ちはよく分かります。

○西村座長

ありがとうございます。もし、この時間数を増やすということになりましたら、トータルの時間を変えずに、他の時間を削るということになりますか。

○環境省(小高)

時間数についての御質問ですが、1,800 時間を必ずしも増やしてはいけないというわけではないという前提ですが、1,800 時間の収まりは、ある程度事前に大学や専修学校に相場観を聞いた上でのキャップではあります。もし可能であれば、先ほど本田委員がおっしゃられていましたように、1,800 という時間を維持しながら、時間数についてはコントロールをするのが一番良いかと思います。

○西村座長

分かりました。そうしましたら、両方向の見方はあるかなと思いますので、これもあわせて御意見をいただきまして、決めるということでいかがでしょうか。例えば、40 時間にして1,810 時間にするとか、あるいは、どこかで5時間5時間を削るとか、そのまま30 時間で良いとか、いろいろな考え方があるかと思いますので、これも御意見をいただきまして、決着をつけるということにしたいと思います。非常に重要な科目であるということは共通認識で良いかと思いますので。

次に何か御意見がございますでしょうか。

○石岡委員

また細かい話になりますが、資料1-2の全体の表の時間数に関しては、上の注2にあるように認定動物看護師コアカリキュラムベースで同じような読み方をすれば良いということかなと思いますが、回数の記載はかえって混乱する気がします。教育機関はだいたい90分でやっているところが多いかとは思いますが、実際にはちょっとずつ時間が違っていて、60分でやっているところも中にはありますので、回数は参考に出しているものとは思いますが、逆にこの回数でやらなければいけないのではないかという話も出るかもしれませんので、時間数をを出しているのであれば、回数はむしろなくて良いのではと感じました。

○西村座長

分かりました。確かにおっしゃる通りです。時間数が決まっているのであれば、学校独自で構わないと思いますので、皆さんよろしいでしょうか。ありがとうございます。

他に御意見はございますでしょうか。

○東海林委員

時間数の問題が結構大きな問題のようですので、動物愛護・適正飼養法規の時間数についてですが、15時間では足りなくて、ほとんど何も教えられないのではないか、何とか増やせないかというお願いです。

動物愛護管理法は、単なる規制の仕組みを知識として覚えるだけの法律ではなく、動物愛護や適正飼養のものの考え方やスタンス、あるいは社会規範のあり方を知る糸口になる法律でもありますし、逆に看護師になろうとする人が、自分の行動や考え方を形成するための材料としての基盤としての教育として、非常に有効なもの、重要なものになり得ますので、動物愛護管理法は他の法律の勉強とは違うものとして扱った方が良いのではないかと思います。

そういった意味で、1,800 時間というところに目安をおいている苦しさは非常によく分かりますが、15 時間ではなくて、動物愛護管理法だけではなくて、いろいろな法律や条例、条約もやるようになっているので、動物愛護管理法だけでも 15 時間は必要ではないかなとも考えると、ここだけは 30 時間にしておいた方が良いのではと考えております。

○水越委員

今の東海林先生の意見はよく理解はできます。ただ動物愛護管理法を勉強すれば適正飼養の理解になりますが、適正飼養については他に適正飼養指導論があり、恐らくここでも動物愛護管理法は扱われるのだと思います。同じように補助犬も、補助犬法を理解できれば補助犬を理解できます。先ほど、本田先生からもいろいろなところで重なって勉強することは良いことであるというお話がありましたが、このように動物愛護管理法も補助犬法も複数の科目で重なって出てくると思います。可能であれば時間数を増やした方がというのは、どの科目でもそうだと思いますが、愛護関連法は愛護・適正飼養でかなり重なって出てくるところではないかと思います。

戻るようで申し訳ありませんが、先ほどの動物行動学のところで東海林先生がどんどん 科目として分散していくのではないかというお話をされ、それは当然だと思いますが、なぜ 私が動物行動学の時間が足りないのではないかと思ったのは、逆に看護師の方は集約され ているからです。獣医学科のコアカリキュラムでは、動物行動学は基礎動物行動学と臨床動 物行動学に分かれています。その2つの到達目標が看護師においては全部1つに集約され てしまっているんです。

そう考えると、単純に言うと、同じものを2分の1の時間で教えなさいというふうになってしまっているので、恐らく特に専門学校では時間が足りないということで、臨床動物行動学が主になってしまって、基礎動物行動学をほとんどやられていないと思われます。本来は、基礎動物行動学をしっかり学んでから臨床行動学に行くのが学問としては当然のことです。それを考えると、30時間で行うというのは臨床動物行動学だけでもいっぱいいっぱいになっている状況かなと思います。分散ではなくて、集約されているのが問題であり、だから時

間数が足らないということを付け加えさせていただきます。個人の意見としては、やはり 1,800 時間を超えるのはあまりよくないと思っています。この中でうまく時間が分散できればと思っております。

○西村座長

ありがとうございます。行動学については、また御意見をいただくところでまとめたいと思います。法規の点については、東海林先生のおっしゃられるように、法規を中心に授業をやっていくというやり方ももちろんあると思いますが、今の体系はそうではありませんので、水越先生が言われているような感じなのかなと思います。ここはあくまでも法規のところだけになると思いますので、学生もこの時間がすごく長いと、ただひたすら法規のことを聞いているだけでチンプンカンプンみたいなことになると思いますので、精神は別の科目で教えるという方が良いのかなと思います。これはこの時間で良いかと思います。特にこの点について御意見がございますでしょうか。大分時間が押してきてしまいましたが、よろしいでしょうか。

今申し上げましたように、時間が押してきていますが、特段他に何か御意見がございましたら。

○東海林委員

細かい文言をこのように直した方が良いのではという点が 5、6 箇所ございますが、時間が押しているようですので、本当に事務的なこともありますので、後で事務局の方に御連絡するということでも構いません。

○西村座長

ぜひお願いいたします。

○東海林委員

分かりました。

○西村座長

ここまでのところはこれでよろしいでしょうか。

そうしましたら、今日、非常に重要な御意見をたくさんいただきまして、ありがとうございました。大部分のところは御理解を得られたというところで、課題の3つのところにつきましては、さらに御意見をいただきまして、事務局で修正を加えてという流れでいきたいと思います。最終的には、座長一任ということにさせていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。ありがとうございます。

次に、議題(2)に移ります。国家試験及び予備試験について、資料2について事務局か

ら御説明をお願いいたします。

○農林水産省(中元)

農林水産省の中元でございます。

資料2-1を御覧ください。本日の検討事項でございます国家試験及び予備試験につきましては、本日のみの検討を予定しておりまして、できれば取りまとめさせていただきたいと考えております。

そこで、検討の進め方について座長にあらかじめ御相談申し上げたところ、皆様の御意見を収斂して、取りまとめができますように、あらかじめ事務局の方でたたき台を作成し、それをお示しして御意見をいただいた方が良いのではないかという御示唆をいただきました。そのことを踏まえ、事務局の方で他の国家資格を参考にしながら、このようなたたき台を作成いたしました。それでは、事務局より御説明申し上げます。

ただいま申し上げましたこのたたき台の中身ですが、一番左の列に試験の実施に必要な項目をお示しし、真ん中の列にその内容をどうするかについて、事務局のたたき台をお示ししております。一番右の列は、最終的に報告書にその内容が書かれますが、どういう形でアウトプットされるのか、端的に言うと、どのようなものに規定されるのかをお示ししております。

概要だけざっと説明いたします。まず結論から申し上げますと、出題範囲については、試験科目を出題範囲とし、その内容は履修科目から実習科目を除いたものとしてはどうかとしております。試験科目については、法律で省令に規定することになっておりますので、アウトプットは省令になります。

出題方式につきましては、マークシート式の筆記試験としてはどうかとさせていただいております。出題方式につきましては、他の国家資格につきましては、試験事務規程において規定されておりますので、アウトプットは試験事務規程ではないかと考えております。試験事務規程の御説明は注釈を付けておりますので、適宜御覧いただければと思います。

問題の性質につきましては、必須問題、一般問題、実地問題の3部構成としてはどうかと 御提案させていただいております。必須問題とは何かにつきましては、後ほど御説明いたし ます。アウトプットの説明は省略させていただきます。

試験日数は1日間、問題数は全問題数で200から240問を目安とし、内訳として必須問題は50問程度、実地問題は25%程度としてはどうかと御提案させていただいております。

合格基準につきましては、問題の性質ごとに分けて設定することにしまして、必須問題の 正答率は70%以上、その他の問題は60%以上としてはどうかという御提案をさせていただ いております。配点は1問1点としてはどうかと考えております。

今申し上げましたのは、国家試験をこうしてはどうかという御提案でございますが、予備 試験については、それぞれ括弧書きで御提案を書いております。基本的に、出題範囲、出題 方式、配点は、国家試験と同様としてはどうかという御提案をさせていただいておりまして、 下線を引いている部分、例えば、問題の性質につきましては、3部構成ではなく、必須問題と実地問題の2部構成としてはどうか、試験日数と問題数も半分程度にしてはどうか、合格基準につきましては、予備試験はトータルで 60%以上としてはどうかという御提案をさせていただいております。

問題の性質や試験日程、問題数といったものは、他の資格では、試験が行われる前に試験事務の実施計画の中で、指定試験機関が作成をしております。そういった関係もございますので、実際にどのような問題をどのぐらい出題できるかということも問題になってきますので、本ワーキングチームでは、あくまでもそこに書かれています通り、目安又は目標という形でお示しすることとしてはどうかということを御提案させていただいております。

続きまして、資料2-2を御覧ください。この資料につきましては、ただいま御説明いたしましたたたき台の作成に当たりまして、他の資格をどのように解釈し、このようにした方が良いのではという事務局の考え方をそれぞれ整理したものになります。

他の国家試験の状況につきましては、1番後ろの参考資料の方で一覧表を付けております。国家試験の進め方、状況の比較がしやすいと思いますので、適宜横に並べながら御覧いただければと思います。説明は省略させていただきます。

資料2-2について、順を追って御説明いたします。

まず1. 国家試験の出題範囲ですが、他の資格を見ますと、大きく2グループに分かれます。まず、科目を明確に定めているもの、看護師や言語聴覚士などは科目を明確に定めているグループですが、もう1つは、科目は定めずに必要な知識及び技能全体を出題範囲として定めているものがございます。後者は、医師や公認心理師などがございます。

この2パターンがございまして、愛玩動物看護師につきましては、先ほどお話しました通り、省令で試験科目を定めるようされておりますので、基本的には右側に書いておりますように、科目を明確に定めている他の資格と同じような規定ぶり、具体的には、履修科目から実習科目を除いたものを、こういった資格では試験科目として規定しておりますので、これに倣って、試験科目を出題範囲として規定してはどうかとさせていただいております。

左側に戻っていただいて、3番目ですが、他の資格では、試験科目を定めるか否かに関わらず、出題基準を作成しております。出題基準につきましては、国家試験の問題を作問する際には必ず必要になりますので、対応としまして、本検討会で決定する到達目標を踏まえまして、指定試験機関の方で出題基準を作成するとしてはどうかと記載しております。

第1回ワーキングチームでも御説明を申し上げましたが、出題基準とは、試験の範囲とレベルを項目によって整理したものであり、試験委員が出題に際して準拠する基準とされております。

続きまして、2. 国家試験の出題方式でございます。ポイントだけ申し上げますと、今の他の国家資格では、実技試験や論述試験は行っておらず、マークシート方式でございます。 そういったことも踏まえまして、対応としましては、愛玩動物看護師国家試験でも、マークシート式の筆記試験としてはどうかとさせていただいております。 3. 国家試験の問題の性質でございます。問題のジャンルですが、まず、獣医師、医師、 看護師の国家試験では、必須問題、国家資格によって言い方が変わってきまして、医師、看 護師では必修問題と言っておりますが、そういったものが導入されております。内容は、特 に重要かつ基本的な事項を問う問題とされております。

獣医師国家試験の場合を例に挙げると、倫理問題や獣医師の職務権限に関する法律に関する問題、診療や公衆衛生で重要な事項に関する問題といったものを、必須問題というジャンルに区分して、出題をしております。

これにつきましては、獣医師、医師、看護師の国家試験では、昔から必須問題があったわけではなくて、様々な改善の中で導入された経緯がございます。愛玩動物看護師につきましては、まず安全第一ということが、本検討会で強く唱えられておりますので、安全第一なサービスを提供するためには、正確な知識と技術、飼い主との良好なコミュニケーションといった能力が必要であるということで、こういったものを客観的に評価するための必須問題を、最初から導入してはどうかという御提案をさせていただいております。

その下の実地問題につきましては、獣医師、医師、看護師、公認心理師の国家試験では、 既に導入されております。これも資格によって、臨床実地問題、状況設定問題、事例問題と いった呼び方は違いますが、下の米印に書いておりますように、現場で実際に起こり得る症 例・事例に対する対処方法等の総合的な事項を問う問題でございます。

例えば、獣医師国家試験の場合ですと、動物の病状や飼い主への稟告、各種検査の結果を踏まえまして、適切な診断を選択して、また、適切な治療法を選択するといった設問がポピュラーな内容となっております。実地問題につきましても、こういった医療系の国家資格が既に導入しておりますので、愛玩動物看護師でも実地問題を導入してはどうかと整理させていただいております。

その下の禁忌肢という問題も、医師国家試験では導入されております。注釈に書いております通り、生命や臓器機能の廃絶に関わるような解答や倫理的に誤った解答を一定数選択すると、他の問題が満点であっても不合格になるという仕組みでございます。こちらにつきましては、実際に導入するかしないかについては、他の資格でも検討会を開いて常に検討されておりますが、現段階では、獣医師、看護師の国家試験では導入されていないということでございますので、対応としましては、獣医師や看護師の国家試験においてその取扱いの変更があった場合は、導入するかどうかを検討することとしてはどうか、つまり、初回の愛玩動物看護師国家試験では、導入しないこととしてはどうかと考えております。

続きまして3ページ目を御覧ください。

4. 国家試験の試験日数・問題数でございます。そこに主だった国家試験の日数と時間数を書いております。大きく分けると2日で実施しているものと、1日で実施しているものがございます。こういった状況でございますが、対応としましては、試験日数と問題数につきましては、言語聴覚士や看護師は修限年数が3年以上の資格になっておりますので、こういった資格と同じぐらいのボリュームにしてはどうかということを御提案させていただいて

おります。

その下の必須問題の出題数ですが、仮に必須問題を出題するとなると、何問にするかという問題が出てきますが、資格によって違いが出ております。獣医師は、21 年導入時の最初から 50 間でスタートしております。医師は、最初 30 間でスタートしておりますが、12 年度から 100 間に増えております。必須問題だけをいきなり 100 間に増やしたというよりは、ちょうどこの 12 年度から医師の国家試験は 320 問から 500 間に増やしておりますので、全体の問題数が増える中で、必須問題も増えたという状況でございます。看護師につきましては、導入当時 30 間であったものが、獣医師と同じく 21 年度から 50 間に増えております。これにつきましては、獣医師、看護師の現行の出題数 50 間を参考に検討してはどうかと考えております。

その下の実地問題の出題数につきましては、獣医師が 120 問、医師が 200 問、看護師が 60 問ということで、比較的に獣医師、医師が多く、看護師が少ないという状況になっております。これにつきましては、まず先ほど言いました実地問題の一番ポピュラーな設問が、診断等の臨床能力を問う問題であり、症例の数だけ問題が作れるということになりますが、こういった問題が、愛玩動物看護師の業務が診療の補助、看護、適正飼養であることを踏まえましては、どこまで作れるのかということもございます。業務内容が同じ看護師のボリュームである全体の 25%を参考に検討してはどうかと御提案させていただいております。

5. 国家試験の合格基準・配点につきましては、2通り種類がありまして、問題の性質ごとに合格基準を設定するかどうかということで、問題の性質を問わず、全体の正答率を合否の判断とするものと、問題の性質ごとにグルーピングして、それぞれ合格となる正答率を設定する資格がございます。前者が言語聴覚士や公認心理師、後者が獣医師、医師、看護師でございます。こちらにつきましては、後者の獣医師、医師、看護師を参考に、必須問題とそれ以外の問題に分けて、基準となる正答率を設定してはどうかと考えております。

もう一つ、合格基準については違いがございます。これも2グループに分かれますが、問題の性質を問わずに、合格基準に絶対基準を用いるもの。要は、最初から60%ということで、そこは動かさない絶対基準を用いるものと、必修問題には絶対基準、それ以外には相対基準を用いるものがございます。相対基準の解説は注釈に書いております通り、平均点と標準偏差を用いた基準でございまして、受験生の得点分布によって、その都度合格となる得点率が変わるものでございます。こちらにつきましては、まずは合格基準については絶対基準を用いることとしてはどうかという御提案をさせていただいております。受験生の合格率が安定しない、難易度が安定しないとも言えますが、そういった場合、他の国家資格でも相対基準の導入を検討されておりますので、逆に言うと、そういった状況が明らかな場合、また、相対基準を使うには受験生の得点分布が正規分布しないと使えませんので、そういったものが明らかな場合に関して、導入を検討することとしてはどうかと考えております。

5ページ目を御覧ください。

先ほど申し上げた通り、獣医師や医療関係職種の合格の正答率は、必須問題を設けている

場合は、必須問題の正答率は、それ以外の問題の正答率より高く設定されております。そこに書かれている通り、必須問題は少し高目に合格基準を設定しているということでございます。こちらにつきましても、獣医師を参考としまして、必須問題の合格率は 70%、それ以外は 60%を目安としてはどうかと考えております。

配点・時間配分につきましては、いろいろな国家資格に応じて状況が違っております。特に、配点が国家資格によって違いまして、獣医師は1問1点となっており、実地問題については2点や3点にしている資格がございます。配点が高い問題を勉強しようとする懸念もございますので、まず問題の性質を問わず、獣医師と同じ1問1点としてはどうかと御提案させていただいております。

6ページを御覧ください。

6. 予備試験についてですが、今回の愛玩動物看護師については現任者を対象に予備試験を実施するという仕組みがございますが、今、現任者を対象とした予備試験を実施する仕組みを持った医療関係職種等の国家資格はございません。参考となるものがない状況でございます。これにつきましては、先ほどの概要で申し上げました通り、基本的な出題範囲、出題方式、問題の性質、合格基準については、国家試験の仕組みをそのまま採用することとして、試験の問題数などは、現任者にとって予備試験の受験が時間や費用面で大きな負担となり、予備試験は修学等の状況や実務経験の範囲、特に看護を中心にやっている方、愛護・適正飼養を中心にやっている方とでは実務経験で得た知識の中身が大分異なっていると思いますので、現任者の国家試験の受験資格に相当する知識及び技能を担保する目的で行うことを踏まえますと、分量につきましては必要最小限としてはどうかと御提案させていただいております。

具体的な提案としては、問題数は半分程度、試験日数は半日程度を御提案させていただいております。合格基準につきましては、必須問題と実地問題の2部構成としてトータルで6割を基準として検討してはどうかと考えております。

予備試験については、必要以上にハードルを上げないというお話が本検討会で出ておりましたので、そのことを踏まえての整理とさせていただいております。

駆け足になりましたが、以上でございます。

○西村座長

ありがとうございました。愛玩動物看護師の国家試験については、医療系の試験のコンセプトを中心に、新しい試験のやり方を踏襲ということでどうかということですので、あまりここの数字はどうかなどといったことをここでディスカッションするような問題ではないと思いますが、特に何か御意見があればお願いいたします。

○東海林委員

1点だけ、国家試験の出題基準のところですが、到達目標を踏まえて、指定試験機関が出

題基準を作成ということですが、指定試験機関が途中で別団体に変わることもあり得ます。 事実上はないかもしれませんが、制度的にはあり得ると思います。そうなると、別団体になった時に、ぶれが生じる恐れがありますので、到達目標を踏まえというところよりも、もう 1歩踏み込んで、ぶれがないように出題基準を作成することが必要ではないかと思っています。

○西村座長

ありがとうございます。農水省、今の点はどうでしょうか。現実的にはかなり起こりにくい問題かとは思いますが。

○農林水産省(中元)

原則として、先生の御理解の通り、出題基準は試験の実施を行う主体、国が試験を行う場合は国、指定試験機関が試験を行う場合は指定試験機関が作成することになっております。 そこで策定されたものについては、指定試験機関省令できちんと引き継ぎを行うことになっておりますし、例えば、指定試験機関が試験をできませんとなった時には、代わりに国が実施するという規定がございますので、御安心いただければと思います。

○西村座長

ありがとうございます。

○東海林委員

了解いたしました。ぶれが生じなければ、それで結構でございます。

○西村座長

他に何かございますでしょうか。ここは正直ディスカッションしても仕方がないかなというところもあるのですが。

○石岡委員

幾つかのポイントだけですが、必須問題と一般問題は意識して問題内容を作り分けても らうということですよね。基本的かつ重要な問題ということですが、獣医師国家試験でも、 たまにどちらに置いても良いような問題を見かけることもありますので、それぞれの意味 合いをはっきり明確にすることが重要と思いました。

実地問題ですが、恐らく適正飼養分野が作りにくいと思います。動物看護の方は、いろい るな検査の写真などで作りやすいのですが、写真に限らず、いろいろな事例や状況を文章で 説明して答を選んでもらうという実地問題も含むという解釈で理解しました。

3点目は、合格基準が60%と決めるということですが、最初の国家試験はかなり読めな

い部分があり、実際にこの基準で実施した時に、大勢受かったり、逆にすごく少なかったり ということが起こり得ます。そういう可能性もあるかもしれないけど、これに関してはこれ で行くという方針で良いでしょうか。

○西村座長

ありがとうございます。おっしゃる通り、必須問題という性格をはっきりさせることは重要だと思います。正直、獣医師国家試験に10年携わりましたが、必須問題は非常に悩みの種でありましたので、そこは明確にしていきたいと思います。

合格基準は、どちらが良いかということもありますが、これを変えるとなると、またそこで物凄くもめることになると思いますので、現状、この案が良いのではないかと思っております。

実地試験につきましては、かなりフレキシブルに考えていけば良いかなと思いますので、 写真を見せてというワンパターンではなくてというのは当然だと思います。よろしいでしょうか。

他に何か御意見がございますか。よろしいでしょうか。

どうもありがとうございます。様々な御意見をありがとうございました。大方の御理解を 得られたということで、事務局が示した取りまとめの方向に沿って、報告書として取りまと めさせていただきたいと思います。

次に、議事(3)その他について、事務局で何かありましたらお願いいたします。

○農林水産省(中元)

参考資料1を御覧ください。

ワーキングチームの検討会は合計4回予定されておりますが、最後の第4回ワーキングチームで取りまとめを予定しております検討会報告書案について御説明いたします。こちらにつきましては、まだあくまでも報告書の目次案でございます。内容を見ていただきたいのですが、項目番号の1番のカリキュラム等に関する基本的な考え方や、2番のその他政令で定める動物、あと、7番の現任者の経験の話ですね。こういったものは、ワーキングチームに検討を付託された事項ではなく、親検討会で既に検討も行われ、整理がなされております。こちらにつきましては、基本的には親検討会で整理をした内容をそのまま報告書案に記載をして、親検討会へお返しすることとしておりますので、その点は御承知おき頂ければと思います。

以上でございます。

○西村座長

ありがとうございます。それでは、本日の議事は以上になりますが、全体を通して何か委員の先生方から御意見はございますでしょうか。よろしいでしょうか。

ありがとうございます。それでは、事務局にお返しいたします。

○環境省(小高)

皆様、長時間の御議論ありがとうございました。今後のスケジュールといたしましては、 次回、第3回ワーキングチームを2月4日木曜日、16 時から 18 時で開催予定でございま す。引き続き、緊急事態宣言が発令中の期間である可能性も高いので、その場合は、今回と 同様に、オンラインを活用した開催方式になる可能性もありますことを、あらかじめ御承知 おきいただければ、幸いでございます。

それでは、以上を持ちまして、本日のワーキングチームを閉会いたします。ありがとうございました。

以上